

「（仮称）坂出市学校給食センター整備運営事業」募集要項等に関する質問回答書

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	4	2	5	(2)				事業の基本方針	「生産者と消費者を繋ぐ窓口としての機能」とありますが、「消費者」とは「食材を調達する貴市」を指すのでしょうか、それとも給食を喫食する「園児・児童・生徒」を指すのでしょうか？	「消費者」には市及び園児・児童・生徒の両方が含まれます。
2	募集要項	4	2	5	(2)				事業の基本方針	「消費者ニーズのフィードバック」とありますが、「消費者」とは「食材を調達する貴市」を指すのでしょうか、それとも給食を喫食する「園児・児童・生徒」を指すのでしょうか？	「消費者」には市及び園児・児童・生徒の両方が含まれます。
3	様式集	3	1	5	(4)				提案書に関する提出書類	「提案書単位で右上に通し番号（当該ページ番号/総ページ番号）」とありますが、「基礎審査提案書」「加点項目提案書」「図面集」ごとに通し番号を記載することによろしいでしょうか。 (加点項目提案書の場合、様式5（表紙・目次）を1ページ目とし、加点項目提案書の総枚数を「総ページ番号」に記載することによろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。「基礎審査提案書」「加点項目提案書」「図面集」ごとに通し番号をご記載ください。
4	様式集	3	1	5	(5)				提案書に関する提出書類	「バインダー左綴じ」とありますが「基礎審査提案書」「加点項目提案書」「図面集」をまとめてA4サイズのバインダー1冊に綴じる（A3はA4折込）ことによろしいでしょうか。	「基礎審査提案書」「加点項目提案書」「図面集」はそれぞれバインダーをわけるようにお願いします。
5	様式集	3	1	5	(5)				提案書に関する提出書類	バインダーの表紙及び背表紙について、必須記載事項がありましたらご教示ください。	必須記載事項は特にございません。

「(仮称)坂出市学校給食センター整備運営事業」募集要項等に関する質問回答書

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
6	様式集	3	2	2	(4)				その他	「使用する用紙は、両面印刷を基本とする」とありますが、例えば次頁の用紙に関して、A4とA3で書式サイズが異なる場合や、様式番号が変わる場合など、必要に応じて片面印刷で対応しても構わないとの理解でよろしいでしょうか。(様式番号が変わる場合、裏面にはインデックスが付けられないため、用紙を変えて印刷する必要があると思われま	基本は両面印刷としますが、次頁の用紙サイズが異なる場合や、様式番号が変わる場合などは必要に応じて片面印刷で対応をお願いします。
7	様式集								様式3-2 提案価格	募集要項等に関する質問回答書No. 34にて、代理人の押印は不要との回答を頂いておりますが、様式3-2内下段 3 にて、「委任状に捺印した印を押印」と記載が御座います。どの様に判断すべきか、改めてご教示頂けますでしょうか。	第一回質問回答書No. 34の回答のとおり、代理人の押印は不要です。
8	様式集								様式3-4 委任状	代表企業において、本件の提案金額に関する一切の件についての委任はなされずに、提案資料及び提案価格資料一式を貴市へ持参する者が代表者でなく代表企業の代理の者(参加表明書にて提出している担当者)である場合には、本委任状の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。またその場合は、様式3-2提案価格様式の代理人欄も空欄で、代表者名のみ記名押印で良いとの理解で宜しいでしょうか。	様式3-4は、代表企業の代表者からその代理の者(参加表明書等を提出する担当者等)への委任状です。よって、提案資料及び提案価格資料一式を貴市へ持参する者が代表者でなく代表企業の代理の者(参加表明書にて提出している担当者)である場合には代表者名と代理人名を記入してご提出ください。また、様式3-2も同様ですので、代表者名と代理人名をご記入の上ご提出をお願いします。
9	様式集								図面集③全体配置図	「縮尺1/600」とありますが、A3横に記載しますと紙面に対し建物が小さくなるため、適切な縮尺(1/400程度)で作成することよろしいでしょうか。	縮尺1/400にて記載することを認めます。

「(仮称) 坂出市学校給食センター整備運営事業」募集要項等に関する質問回答書

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
10	様式集								図面集⑦設備計画	図面集として作成する資料一覧に縮尺が記載されており、⑦設備計画には系統図の表示を求められておりますが、系統図はノンスケールが通例となっているため今回の縮尺の表記は不要との理解で宜しいでしょうか。	系統図においては縮尺の表記は不要とします。
11	様式集								図面集⑦設備計画	「縮尺1/200」とありますが、計画内容をわかりやすくお伝えするために、図や表、参考写真を用いて説明することを考えていますが、その場合は指定の縮尺にこだわらず作成することでよろしいでしょうか。	提示いただいたように、図や表、参考写真を用いて説明する場合には縮尺の表記は不要とします。
12	様式集								図面集 ⑧調理設備計画	(修正版) 調理能力を示す3日分の献立の内、2日目のメニュー『a. たきこみごはん』の具材については、炊きあがった白米に具材を混ぜ込む後混ぜの想定としても問題ないでしょうか。	調理方法等に記載のとおり、調味した具と米を混ぜて炊くこととします。
13	様式集								図面集	(修正版) ⑩調理設備リスト、⑪各種備品リスト(調理備品含む)は1枚以内では収まらないため、枚数は任意にさせていただきますか。	調理設備リスト・各種備品リストについては枚数を任意とします。
14	様式集								様式11-6	(修正版) 自主事業について、貴市から行ってほしい事業等の想定はありますでしょうか。また、事業を行うにあたり貴市にご協力いただくことは可能でしょうか。(本施設を活用したイベント開催、市内関係機関との連携等)	自主事業については市の想定等はありませんので提案にゆだねます。
15	様式集								様式11-2	本様式のタイトルが「4. 維持管理に関する提案」と記載されていますが、「6. その他に関する提案」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「(仮称)坂出市学校給食センター整備運営事業」募集要項等に関する質問回答書

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
16	様式集								様式11-4	地域経済への貢献や提案内容の裏付けとして、地元企業や関連企業からの本事業に対する関心の表明を取り付ける事はとても重要と考えます。各企業から取得する「関心表明書」に限り、様式11-4への添付をお認め頂けないでしょうか。	関心表明書を取り付けた場合には、取り付けた企業のリストを様式内にご記載ください。関心表明書の添付は認めません。
17	要求水準書	14	2	2	(3)	ウ	(ウ)		外構整備	「雨水の流出抑制のため、敷地内浸透処理を行うこと。なお、処理方法、処理量については、市の関係課と協議すること。」について担当課をご教示いただき、協議いたしました。具体的な基準は無いように伺いましたが、「坂出市環境基本計画」を踏まえ、任意の提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	ご提示いただいたとおり、「坂出市環境基本計画」を踏まえた任意提案としてください。
18	要求水準書	16	2	2	(9)	オ			配送車両	配送車両の車種選定については、配送校の事情を考慮した事業者提案に委ねられるとの理解で宜しいでしょうか。またその際、「開閉口はシャッター式とする」記載がありますが、衛生面が担保されていれば、通常のバックドアでもよいとの理解でよろしいでしょうか。	配送車両の選定については事業者提案にゆだねます。また、開閉口についても衛生面が担保されていることを前提として事業者提案にゆだねます。
19	要求水準書	46	5	3	(1)	ケ	(ア)	a	配膳業務	各階で児童生徒に給食を受け渡す際には配膳員を必ず1人配置する必要がありますでしょうか。	配膳員を各階に必ず一人配置する必要はありません。配膳員の配置人数は事業者提案に委ねます。なお校舎等の改修は未定となっておりますので、それを踏まえた提案とするようお願いします。
20	要求水準書	58	6	2					共用部分 見学者通路	「調理室を含める3工程は必ず見学できるよう計画すること、なお、カメラ・モニターによる補完を可とする」とありますが、カメラ・モニターで補完する諸室は、事業者提案に委ねられるとの理解で宜しいでしょうか。	カメラ・モニターで補完する諸室は、提案に委ねます。

「(仮称)坂出市学校給食センター整備運営事業」募集要項等に関する質問回答書

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
21	要求水準書	71	6	3	(5)	ア	(カ)		事務備品等	会議室兼研修室に設置するホワイトボードですが、指定の規格である3,000mm×2,000mmのものがありません(最大のもので3,600mm×1,200mm)。指定のサイズを再度ご教示頂るか固定式でも可として頂けますでしょうか。また、AV機器に記載のある電子黒板との併用は可能でしょうか。	ホワイトボードは指定の規格を目安として準備していただきますようお願いいたします。また電子黒板との併用も可能とします。研修室等のサイズやレイアウトを勘案した提案を期待します。
22	要求水準書	追加配布資料							防火水槽	既存の防火水槽に係る資料をいただきましたが、正確に位置を確認するため、別紙資料内に記載した部分の寸法を開示いただけませんか。	現時点までにご提示した資料以外にはご提示できる資料はございません。
23	事業者選定基準	4	3	2	(4)	ア	(イ)	2	内部動線	様式7-3に対する評価の視点において、一般エリアに対する記載がありません。記載様式には一般エリアに対する記載も求められていることから、評価の視点についても同様に追加して頂けないでしょうか。	(イ)設計・建設に関する提案 2内部動線 に関して評価の視点を下記の通り修正します。「センター全体のゾーニング、配置計画、動線計画について、安全衛生や機能性及び作業環境等の観点から優れた提案となっているか。」
24	事業者選定基準	4	3	2	(4)	ア	(イ)		設計・建設に関する提案	設計・建設に関する提案には技術提案書図面集の記載内容についても参照されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	事業者選定基準	4	3	2	(4)	ア	(イ)		設計・建設に関する提案	事業者選定基準P6(カ)その他の3.「災害時対応・事故対応」の審査基準と、P4(イ)設計・建設の3.「災害時対応」の審査基準が同一となっています。どちらかを削除して配点を調整していただくか、または審査基準の修正をお願いいたします。	様式7-3には、設計・建設面での災害時対応を、様式11-3には維持管理・運営面での災害時対応をご記載ください。審査基準の変更は行いません。

「(仮称)坂出市学校給食センター整備運営事業」募集要項等に関する質問回答書

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
26	事業契約書 (案)	45	11	1	122条	1			自主事業による本件施設の占有料	募集要項等に関する質問回答書No. 237にてお示し頂いた規則及び条例を参照しておりますが、会議室兼研修室及び調理研修室を利用した事業を想定する場合に発生する占有料は建物に対してで、利用者が使用する駐車場等を含む土地に対しての占有料は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	事業契約書 (案)	56	別紙 4-1	2	(1)	②			基準金利	適用する基準金利がマイナスになった場合、基準金利の最低は0.00%であり、マイナスにならないとの解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
28	事業契約書 (案)	59							別紙4-1 サービス対価の改定及び変更	サービス対価Cの改定につき、初回の改定はいつの指標との比較にて行われるのでしょうか。一般的には、事業契約締結年度の平均値との比較とする事が通例と考えますが、本事業についても同様との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、事業契約締結年度の平均値との比較とします。
29	質問回答 (1回目)	No.22							提出書類の記載内容及び方法	第1回 No. 22の質疑回答におきまして「添付資料・補足資料の提出は認められない」とご回答いただきましたが、事業に関心のある企業から関心表明書を取得したいと考えております。添付資料として添付することは可能でしょうか。	質問N016の回答をご参照ください。

「(仮称)坂出市学校給食センター整備運営事業」募集要項等に関する質問回答書

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
30	質問回答 (1回目)	No. 149							消費税及び地方消費税の額	<p>サービス対価A2の割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税額について、No.149の回答内容に通り支払われる場合、金融機関から「サービス対価A2の割賦元本総額」に相当する資金を借り入れすることが困難になります。(サービス対価A2の割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税額に関して、施設引渡年度に一括してお支払いいただけない場合、金融機関から「サービス対価A2の割賦元本総額に消費税及び地方消費税額を加えた金額」を借り入れする必要がありますが、消費税及び地方消費税額には割賦利息が付かないため、金融機関への支払原資が不足することになります。)</p> <p>割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税額については、他の自治体が実施されているPFI事業において、施設引渡年度に(一時支払金の支払と同時期に)一括して支払われている事例も多く見られることから、本事業でも同様にご対応いただけないでしょうか。</p>	現状では、消費税相当金額については施設引渡年度に一括して支払うことは想定しておりません。

「(仮称)坂出市学校給食センター整備運営事業」募集要項等に関する質問回答書

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
31	質問回答 (1回目)	No. 153							基準金利	<p>募集要項等に関する質問回答書No.153の回答内容において、基準金利のLIBORが廃止され、継続指標が公表されない場合、「廃止時において公表された最新のLIBORを活用します。」とありますが、廃止時の最新のLIBORを使用すると金利決定日と融資実行予定日の間に相応の期間が生じる可能性があり、金融機関が金利上昇リスクを負うこととなります。この場合、金融機関は金利上昇リスクを回避するため、金利上昇分を加味したスプレッドを民間事業者に提示するため、入札コストが上昇することとなります。また、最悪の場合、金融機関からの資金調達が困難になる可能性もあることから、LIBORの代替指標が公表されない場合は、貴市、民間事業者及び金融機関の三者で協議し、代替の基準金利を決定する建付けとさせていただきますでしょうか。</p>	<p>基準金利について、LIBORの代替指標が公表されない場合は、市・事業者・金融機関の3者が協議を行ったうえで決定することといたします。ただし、合理的な期間協議を行ったうえでもなお協議が調わない場合には、市が代替指標を合理的に決定し、事業者はこれに従うものとします。</p>
32	質問回答 (1回目)	No. 153							基準金利	<p>LIBOR廃止について</p> <p>「上記の継続指標等が公表されない場合には、廃止時において公表された最新のLIBORを活用します」の文言について融資実行時に存在していない市場金利を適用することは、金融機関にとって損失を被る大きなリスクが発生します。</p> <p>基準金利の決定は、『発注者と事業者、金融機関で協議して決定する』と定め、『廃止時において公表された最新のLIBORを活用します』のご回答の文言について削除を願えませんでしょうか？</p>	<p>基準金利について、LIBORの代替指標が公表されない場合は、市・事業者・金融機関の3者が協議を行ったうえで決定することといたします。ただし、合理的な期間協議を行ったうえでもなお協議が調わない場合には、市が代替指標を合理的に決定し、事業者はこれに従うものとします。</p>



「（仮称）坂出市学校給食センター整備運営事業」募集要項等に関する質問回答書

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
33	質問回答 (1回目)	No. 159							付保すべき保険	引き渡し後に付保する「第三者賠償責任保険」に関して、1年毎の契約更新を認めていただけないでしょうか。維持管理・運営終了日まで一括で付保することは、保険会社の引き受けが困難となります。他の自治体が実施されているPFI事業において、1年毎の契約更新が認められない事例はないと理解しており、本事業でも同様にご対応いただけないでしょうか。	本事業においても、1年ごとの契約更新を認めます。